

# 食品安全委員会第530回会合議事録

1. 日時 平成26年9月16日（火） 14:00～16:01

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する

リスク管理機関からの説明について

・農薬 5品目（〔5〕はポジティブリスト制度関連）

〔1〕ジフェノコナゾール 〔2〕フルオキサストロビン

〔3〕フルキサピロキサド 〔4〕メトラフェノン

〔5〕ピラゾリネート

（厚生労働省からの説明）

・動物用医薬品 3品目

〔1〕ロメフロキサシン 〔2〕ケトプロフェン

（厚生労働省からの説明）

〔3〕ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤（ディニタル）

（農林水産省からの説明）

・微生物・ウイルス 1案件

豚の食肉の生食に係る規格基準の設定について

（厚生労働省からの説明）

・プリオン 1案件

牛肉骨粉等の養魚用飼料としての利用について

（農林水産省からの説明）

・遺伝子組換え食品等 1品目

ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種

（厚生労働省からの説明）

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「*Bacillus subtilis* MDT121株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 平成26年度食品健康影響評価技術研究の3次公募における採択課題（案）について

(4) 食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成27年度）（案）

について

(5) 食品安全関係情報（8月16日～8月29日収集分）について

(6) その他

#### 4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 山本基準審査課長

厚生労働省 西村新開発食品保健対策室長

農林水産省 藁田畜水産安全管理課長

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、関野評価第一課長、  
山本評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、  
高崎評価調整官

#### 5. 配布資料

資料1-1 食品健康影響評価について

資料1-2 「ジフェノコナゾール」「フルオキサストロビン」「フルキサピロキサド」「メ  
トラフェノン」「ピラゾリネート」及び「ロメフロキサシン」の食品安全基本法  
第24条に基づく食品健康影響評価について

資料1-3 「ケトプロフェン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料1-4 「ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤（ディニタル）」の食品安全基本  
法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料1-5 「豚の食肉の生食」に係る食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価につ  
いて

資料1-6 「牛肉骨粉等の養魚用飼料としての利用」に係る食品安全基本法第24条に基づく  
食品健康影響評価について

資料1-7 「ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズ  
MON89788系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価について

資料2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

< *Bacillus subtilis* MDT121株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼ >

資料3 平成26年度食品健康影響評価技術研究の3次公募における採択課題（案）につい  
て

資料4 食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成27  
年度）（案）について

資料 5-1 食品安全関係情報（8月16日～8月29日収集分）について

資料 5-2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

## 6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から第530回「食品安全委員会」会合を開催します。

本日は6名の委員が出席です。

また、厚生労働省から山本基準審査課長、西村新開発食品保健対策室長、農林水産省から藁田畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にあります「食品安全委員会議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は12点ございます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料1-2から資料1-7。

資料2が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料3が「平成26年度食品健康影響評価技術研究の3次公募における採択課題(案)について」。

資料4が「食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題(平成27年度(案)について」。

資料5-1が「食品安全関係情報(8月16日～8月29日収集分)について」。

その関連資料として、資料5-2でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成26年1月7日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
---

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から9月8日付及び9月9日付で農薬5品目、動物用医薬品2品目、9月10日付で微生物・ウイルス1案件、9月10日付で遺伝子組換え食品等1品目、農林水産大臣から9月8日付で動物用医薬品1品目、9月11日付でプリオン1案件について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、厚生労働省からの評価要請のうち、農薬5品目、動物用医薬品2品目について、厚生労働省の山本基準審査課長から説明をお願いします。

○山本基準審査課長 厚生労働省食品安全部基準審査課の山本でございます。どうぞよろしく願います。

それでは、本日、幾つかございますが、まず、農薬5品目から御説明をさせていただきたいと思っております。お手元、資料の具体は1-2に沿って御説明申し上げたいと思っております。

冒頭でございますが、まず、農薬5品目、それから、動物用医薬品ロメフロキサシン1品目をこの資料で御説明させていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、1品目め、ジフェノコナゾールでございます。本件は、インポートトレランス申請による残留基準の設定に関するものでございます。

用途は殺菌剤でございます。日本における登録状況といたしましては、農薬登録されておまして、リンゴ、なし、トマト等に使用されております。

国際機関におけます評価状況でございますが、JMPRで評価されておまして、ADIが0.01mg/kg体重/日とされております。諸外国におきましても基準が設定されておまして、今回、インポートトレランス要請といたしまして、EU、韓国等から、チョコリ、とうがらしなどについての基準設定の要請が参っております。

食品安全委員会に評価いただきますのは、今回の依頼で2回目でございます。前回は平成22年に評価依頼をさせていただきまして、その結果を平成24年10月にいただいておりますが、その中では、ADIが0.0096mg/kg体重/日と設定していただいております。

次の品目に移らせていただきます。2品目目、フルオキサストロピンでございます。これもインポートトレランス申請によります残留基準の設定に関するものでございます。

このページ、大変申しわけございませんが、1点誤記がございまして、訂正をお願いしたいと思います。表の作用機構の欄、冒頭の「ストロビリルピンの殺菌剤である」という表記がございまして、正しくは「ストロビリン系の殺菌剤である」です。誤記がございまして大変失礼いたしました。訂正のほどをよろしく願います。

本剤につきましては、用途は殺菌剤でございます。日本における農薬登録はされておられません。

国際機関におけます評価といたしまして、JMPRにおける毒性評価もございません。諸外国においては、いろいろな食品に基準がございまして、今回、インポートトレランス要請といたしまして、

米国から、イチゴ、ばれいしょへの基準設定が求められております。

食品安全委員会での評価をお願いするのは、今回初めてでございます。

3つ目の品目に移らせていただきます。3つ目、フルキサピロキサドでございます。これもインポートトレランス申請によります残留基準の設定に関するものでございます。

用途は殺菌剤、日本における農薬登録はされておられません。

国際機関あるいは海外での評価状況でございますが、JMPRの毒性評価はなされておられません。諸外国においては核果類果実等に使用されておまして、今回、インポートトレランス申請といたしまして、米国から、イチゴ、ブルーベリー等に対する基準設定が要請されております。

食品安全委員会での評価は、今回2回目をお願いするものでございます。前回、平成24年8月に評価依頼をさせていただきまして、平成25年4月にいただきました評価結果の中では、ADIは0.021mg/kg 体重/日としていただいております。

次の品目でございますが、メトラフェノンでございます。こちらもインポートトレランス申請による残留基準の設定に関するものでございまして、用途は殺菌剤、日本における農薬登録はされていない状況でございます。

国際機関におけます評価状況でございますが、JMPRでの毒性評価はございません。諸外国においては、米国でのブドウ、レーズン等々に使用されて、基準も設定されております。今回、我が方に対しては、インポートトレランス申請でEU等より、リンゴ、ブドウ等に基準の設定が要請されております。

食品安全委員会での評価をお願いするのは、今回が初めてでございます。

続きまして、ピラゾリネートについて御説明させていただきます。本件は、ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに関するものでございます。

用途は除草剤でございます。日本における農薬登録がなされております。水稻に使用されております。

また、国際機関、海外での評価状況といたしましては、JMPRでの毒性評価はございません。諸外国における基準も、ここに書いております米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランドなどでは基準がございません。

食品安全委員会に評価をお願いするのは、今回が初めてでございます。

続きまして、動物用医薬品のロメフロキサシンにつきまして御説明いたします。これは農林水産省から、薬事法に基づきまして、動物用医薬品の承認事項を変更しようとする際の意見聴取が寄せられているものでございます。

日本における登録状況といたしましては、先ほど申し上げましたように動物用医薬品として承認されておまして、現在、対象動物は、犬の結膜炎、角膜炎等の治療に用いられるということで承認がされております。今回、これを適用拡大するというので、馬を対象とする適応症の追加に関しまして、承認事項の変更申請がなされているということでございまして、これらに絡めまして、厚生労働省に対しても意見聴取が寄せられているものでございます。

国際機関、海外での評価状況といたしまして、JECFAにおいては毒性評価はございません。

食品安全委員会で評価をお願いするのは、今回が初めてでございます。

ここまでの品目につきまして、食品安全委員会に評価依頼をさせていただき初回ではなく、2回目以降として評価依頼をさせていただき品目が2つございましたが、資料1-2の最後のページ、別添2に、これまでのデータから追加したデータのリストを示しております。ジフェノコナゾール、フルキサピロキサド、それぞれここに記載しております試験のデータが新たに追加されております。ケトプロフェンまで進めてもよろしいでしょうか。

○熊谷委員長 進めてください。

○山本基準審査課長 続きまして、ケトプロフェンについて御説明させていただきます。

本件、動物用医薬品のケトプロフェンでございますが、薬事法第83条第2項及び第83条の4第3項の規定によりまして、農林水産省からの意見聴取を受けたことに基づきまして、厚生労働省で食品中の残留基準設定の検討を開始するものでございますが、これに当たりまして、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働省より食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましては、今回、厚生労働省からの評価依頼は2度目でございます。前回は平成21年10月1日に評価結果をいただいております。その中で、ADIは0.001mg/kg体重/日と設定されております。

今回の提出資料については、農林水産省からのものと同様のものを提出させていただきものでございますが、前回の評価依頼から追加となった資料は示しておりますとおりでございます。

製剤に関しましては、この後、農林水産省の方から御説明をいただくことになっております。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○熊谷委員長 続きまして、農林水産省からの評価要請のうち、動物用医薬品1品目について、農林水産省の藁田畜水産安全管理課長から説明をお願いします。

○藁田畜水産安全管理課長 農林水産省畜水産安全管理課長の藁田でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今厚生労働省から評価要請のありました同じ剤でございますが、ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤でございます。資料1-4に概要を示しております。

今回、食品健康影響評価をお願いするのは、薬事法に基づきまして、製造販売承認申請のあったケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤でございます。この注射剤、細菌性肺炎の際の解熱を目的として使われておりまして、既にEUの16か国で実際に販売されているものでございます。

先ほど厚生労働省の方から説明がありましたように、主成分のケトプロフェンにつきましては平成21年に評価をしていただいておりますが、今回の動物用医薬品としての承認申請に伴いまして、また評価をお願いしたいと考えております。

本成分は、非ステロイド系の解熱、鎮痛成分でございます。日本では既にヒト用の医薬品として座薬、湿布薬、さらに、犬猫用でも既に注射薬として承認販売されております。

今回、豚を対象とした剤は初めての申請でございますが、その用法・用量につきましては、資料の（３）に示しておりますように、１日１回、体重１kg 当たり３mg を筋肉内に注射するというところでございます。

効能・効果につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、原因となる細菌に対する治療として、普通は抗菌剤と併せて使用しますが、この剤につきましては解熱を目的とするものでございます。

当方からの説明は以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の厚生労働省と農林水産省からいただきました説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

村田委員。

○村田委員 細かいことなのですが、資料１－４に「ケトプロフェンの構造式」と書いてあるのですが、構造式が書いてある横に「及び鏡像異性体」と書いてありますが、これは要するに１対１のラセミ体なのか、それとも何か別のもの２つということなのか、どちらなのでしょう。

○藁田畜産安全管理課長 両方含めたものがケトプロフェンとして使用されています。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はよろしいでしょうか。

それでは、ただ今厚生労働省及び農林水産省から御説明いただきましたもののうち、農薬ジフェノコナゾール、フルキサピロキサド、動物用医薬品ケトプロフェンの３品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成 21 年 10 月 8 日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定 1 の（２）の規定により、担当の三森委員から、本品目に関し、先ほどの厚生労働省と農林水産省からの説明、並びに、今回追加で提出された資料に基づき既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて御説明をお願いできますでしょうか。

○三森委員 分かりました。

まず、農薬のジフェノコナゾールについてですが、資料 1－2 の最後のページに別添 2 がございます。それを御覧ください。

ジフェノコナゾールですが、作物残留試験に加えまして、急性毒性試験、遺伝毒性試験等の結果が追加されておりますため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思われれます。

続きまして、農薬フルキサピロキサドにつきましては、別添2に記載されておりますように、作物残留試験の結果のみが追加されており、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。しかしながら、農薬専門調査会におきましては、急性参照用量の設定が進められておりますので、今回の評価要請とともに、急性参照用量の設定を含めて農薬専門調査会で調査審議を行うこととしてはいかがでしょうか。

もう1剤、動物用医薬品ケトプロフェンですが、資料1-3を御覧ください。残留試験の結果に加えまして、亜急性毒性試験、遺伝毒性試験等の結果が追加されておりますため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思われれます。

以上でございます。

**○熊谷委員長** ただ今の御説明によりますと、今回、評価要請のありました農薬5品目につきましては、農薬専門調査会で調査審議するということですのでけれども、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

**○熊谷委員長** それから、動物用医薬品ケトプロフェン及びケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤(ディニタル)については、動物用医薬品専門調査会で調査審議するということよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

**○熊谷委員長** それでは、動物用医薬品ロメフロキサシンにつきましても、これは肥料・飼料等専門調査会において審議することとします。

山本課長、藁田課長、ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省からの評価要請品目のうち、微生物・ウイルス1案件につきまして、引き続き、山本課長から説明をお願いいたします。

**○山本基準審査課長** それでは、引き続き、基準審査課、山本の方から御説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

今回お願いいたしますのは、豚の食肉の生食に係る基準設定についてということでございます。生食用の食肉のうち、牛肉あるいは牛の肝臓に関しましては、先般、食品衛生法に基づきまして規格基準を策定いたしました。それに伴いまして、それまで一般的には生食用として提供されていなかった豚の食肉が生で提供されているという実態が認められております。それを踏まえまして、今回、食品衛生法に基づく規格基準を設定する等を考えておりまして、食品安全委員会にお伺いをす



るものでございます。

資料につきましては、資料1-5に沿って御説明をさせていただきます。

今、申し上げましたとおり、牛の生食用牛肉あるいは肝臓につきまして、規制を行っているところでございますが、近ごろ、これまでになかったような豚肉を生で提供されているという実態が広く認められておりますので、我々といたしまして、豚の食肉については、加熱せず喫食すると食中毒のリスクがあるということから、Q&Aで示していくなど、国民の皆様に向け周知や必要な加熱を行うよう事業者の方々に都道府県を通じまして指導してきたところでございますが、なかなか監視指導の効果というものは限界があるといった指摘も受けております。

このような状況を踏まえまして、薬事・食品衛生審議会の乳肉水産食品部会のもとに食肉等の生食に関する調査会を設けまして、議論を行ってまいりました。その上で、その議論を踏まえ、本年8月18日に薬事・食品衛生審議会の乳肉水産食品部会におきまして、豚の食肉の生食用としての提供を禁止することが妥当だという結論をいただきました。

これを踏まえまして、食品衛生法第11条第1項に基づく規格基準として、ここにお示ししております2点、豚の食肉は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供さなければならないということ、2点目といたしまして、販売者は、直接一般消費者に販売することを目的に、豚の食肉を使用して、食品を製造、加工、調理する場合には、中心部を63℃で30分以上加熱またはそれと同等以上の方法をとる必要があるということにつきまして、規格基準を設定することを考えております。

なお、この豚の食肉というものの範囲でございますが、この中に既に加工された加工品は含まないものを意図しております。

この2点の当該規制を導入するに当たりまして、食品安全基本法第24条第1項1号に基づきまして、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いするものでございます。

2. に「評価依頼対象微生物の概要」を示させていただいております。

豚の肝臓は、いわゆるレバ刺し等で一部の飲食店で生食用として提供されている実態が現にございます。また、豚肉も一部地域において生食用として提供されております。食中毒統計での報告はございませんが、汚染実態調査や文献調査なども踏まえますと、豚の食肉は、特にE型肝炎との関連に注意が必要と考えております。

そういう意味で、(1)としてE型肝炎ウイルスについて示させていただいておりますが、自然界におけるE型肝炎ウイルスの感染サイクルというのは明らかではございませんが、我が国でも豚からE型肝炎ウイルスの遺伝子や抗体が検出されている状況でございます。また、ヒトがE型肝炎ウイルスに感染いたしますと、急性肝炎となり劇症化し、死に至ることがあるということで、健康被害の重篤性も大きいものと考えております。

豚のE型肝炎ウイルスの感染は、1～3か月齢に集中して水平感染が起こるということで、6か月齢ではE型肝炎ウイルスの保有は少ないとはされております。しかし、と畜場における調査によりますと、E型肝炎ウイルスの遺伝子は肝臓や血液から検出されておまして、国外の調査では筋肉などからも検出されているという報告がございます。こういったものが1つ、豚の生食について

の大きなリスクだと考えております。

そのほかに、裏のページでございますが、食中毒事例において、豚の生食が原因と推定された病因微生物として、サルモネラあるいはカンピロバクターなどがございます。また、豚では有鉤条虫あるいはトリヒナ、トキソプラズマといった寄生虫の宿主であることも考えますと、我が国で飼養される豚のこれらの寄生虫保有率は低いとは考えられているものの、ヒトに重篤な影響を及ぼす可能性があり、生食には注意が必要であると考えております。

「3. 評価依頼の概要」といたしまして、このような危害要因のうち、特にE型肝炎ウイルスは健康被害の重篤性等が大きい。また、その存在も豚の肝臓、血液、筋肉などから検出されているという実態がございます。寄生虫につきましても、腸管部のみならず、筋肉内部まで寄生するものがあることから、豚の食肉は、内部までの十分な加熱が必要と考えております。

そのため、内部感染のリスク低減策として、加熱食肉製品で既にあります規格基準としまして規定されている条件と同一の加熱条件を設定していこうと考えております。具体的には63℃で30分間以上の加熱またはこれと同等以上の加熱条件により、E型肝炎ウイルスは感染性を失うとされており、また、その他の食中毒菌や寄生虫も死滅することから、豚の加熱食肉製品で既に設定されている条件と同一の加熱条件を設定していきたいと考えております。

「今後の方向」でございますが、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果をいただきました後、所要の告示の改正に向けて手続を進めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。  
佐藤委員。

○佐藤委員 今の御説明の中でE型肝炎というのが出てまいりました。資料では余りよく分かっていない部分もあるかと思いますが、分かっている限りで教えていただきたいと思っております。

豚であるとか、あるいは豚肉のE型肝炎による汚染というのはどれくらいあるのかということと、これもデータがあるのかどうかですが、豚の生食に関連したE型肝炎がどれくらい発生しているのか、中には重症事例などがあつたりするのかどうか、お分かりになる範囲で教えてください。

○山本基準審査課長 ありがとうございます。

まず、豚あるいは豚肉の方のE型肝炎ウイルス汚染状況でございますが、豚のE型肝炎ウイルスの汚染は全国規模になっていると考えておまして、多くの農場でウイルスに感染した豚が認められているという報告がございます。例えば2000～2002年に行われた1道20県の農場の調査では、全ての道県からE型肝炎ウイルスの抗体陽性の豚が確認されているということでございまして、このことをもって全国規模で汚染が広がっていることが明らかではないかと考えております。

具体的に言いますと、その調査の中では、農場で飼育されている1～5か月齢の豚3,925頭の血清についてE型肝炎ウイルスの抗体を測定したところ、農場として93.2%で抗体陽性の豚の存在が

確認されたという内容になっております。

また、豚のE型肝炎ウイルスの遺伝子を調査するというのもございますが、豚がウイルス感染した後、約1週間から数週間にわたりまして、肝臓、胆汁、糞便や血清などから検出されるのですが、先ほども少し申し上げましたように、感染から飼育段階での1～3か月齢の子豚の時期に水平感染していくと考えられておりまして、6か月齢の出荷時におきましては、多くの豚が感染してから時間が経過しているということもあり、遺伝子の検出は低くなっているということでございまして、豚肉等の段階でウイルスに汚染されている率は低いと認識しております。

しかしながら、感染時期が少々違うためによると思われるが、一定程度は豚肉や肝臓からE型肝炎ウイルスの遺伝子が検出されているということでございます。データの、例えばですが、と畜場でと畜検査に合格した豚肝臓から2.5%、血液から0.1%の率でウイルスの遺伝子が確認されているといった報告がございますし、また、国内で流通している生レバーからは、検査の1.9%程度から遺伝子が検出されているといった報告はございます。

そこから感染したヒト症例はどういったものがあるかということでございますが、実際にはヒトのE型肝炎ウイルスの潜伏期間が長いということもございまして、食中毒としての報告はないということでございます。食中毒統計から豚の生食に関連したE型肝炎が実際どの程度発生しているかを把握するのは非常に困難でございまして、一方で、感染症法に基づきまして、E型肝炎の国内事例250例を見てみますと、そのうち豚の食肉や肝臓を原因としている事例、あるいはしていると推定される事例は88例。そういう意味で、250例のうちの35%に当たるわけでございますが、そういった内容の報告になっております。

また、国内外の論文で、E型肝炎と豚の食肉の関連が報告をされているといったものもございません。

そういう意味で、具体的な食中毒事例という捉え方ではございませんが、把握している範囲での御紹介とさせていただきます。

○佐藤委員 重症化した例とかは余りないのですか。

○山本基準審査課長 先ほど申し上げましたとおり、食中毒の報告もなく、重症化という形で捉えているものはございません。

○佐藤委員 どうもありがとうございました。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はありますか。

山添委員。

○山添委員 先ほどサルモネラ属菌についての食中毒の例について御説明いただいたのですけれども、その中で、寄生虫の感染のこともあるということだったのですが、寄生虫による実際の食中

毒の健康被害はどの程度起きているのかというのは把握されているのでしょうか。

○山本基準審査課長 寄生虫の方は、それによりまず健康被害といったものは、食中毒統計による報告では承知していないというのが実際でございますが、国内では、アジア条虫の感染報告などがございます。また、国際的には、豚の有鉤条虫とか旋毛中（トリヒナ）とかトキソプラズマについて、特に注意を要する寄生虫としてWHOが呼びかけているといったことは承知しております。

○山添委員 どうもありがとうございました。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はありますか。

三森委員。

○三森委員 豚肉の生食についての状況は理解いたしましたが、野生の鳥獣肉、いわゆるジビエですが、最近レストランで提供しているところがありますけれども、そのジビエの生食について、どのような状況になっているのかお教えいただけますでしょうか。

また、今後もし検討するということでしたら、どのような検討をされていくのか、その辺についてお教えいただけたらと思います。

○山本基準審査課長 ジビエ、野生鳥獣肉の生食につきましては、実は、先ほど説明の中でも少々触れました、食肉等の生食に関する調査会におきまして、ジビエの生食についても、その対応について検討を行ったところでございます。その結果、ジビエの提供実態は限定的で、公衆衛生全体に与える影響は今のところ潜在的といえますか、一定の範囲ではありますが、食中毒菌や寄生虫感染の危険性は高いということ、そして、特に野生鳥獣は狩猟前にどのような病原体等を保有しているかよく分からない等々の状況でもございますので、生食はするべきでないという議論になりました。

このため、これらの食肉等については、食品等事業者に対して監視指導をしていくとともに、生食するべきではないということを改めて周知徹底していこうということにされました。

状況と、簡単に行政としての検討の状況は以上でございます。

○三森委員 ありがとうございました。

○熊谷委員長 ほかに御質問は。

村田委員。

○村田委員 諸外国の状況といいますか、外国ではこういうものをどのように評価していたり規格があったりするか、もし分かったら教えていただきたいのが1点。

もう一つ、先ほどこれは加工品は除くというお話でしたけれども、そうすると、生ハムみたいな

ものは考えなくていいということでもよろしいのか、その2点を教えてください。

○山本基準審査課長 まず、2点目の加工品を除くということで、生ハムとか加工して流通に乗せるものについては、今回の豚の食肉とって規制を導入しようとしているものの対象とは考えておりません。

1点目にいただきました点でございますが、それはジビエとか豚生食全体についてのご質問でしょうか。

○村田委員 豚です。

○山本基準審査課長 食肉の規制、こういったたぐいの規制というのは、諸外国では基準などは定めていないということございまして、推測ですが、その手前のリスク評価といったものも、ちょっと状況はつかんでいないところでございます。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はありますか。

それでは、本件につきましては、微生物・ウイルス専門調査会において審議することとします。山本課長、ありがとうございました。

○山本基準審査課長 ありがとうございました。

○熊谷委員長 続きまして、農林水産省からの評価要請品目のうち、プリオン1案件につきまして、藁田課長から説明をお願いします。

○藁田畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の藁田でございます。よろしく申し上げます。

先生方のお手元の資料を2種類使って御説明したいと思います。

まず最初が、資料1-1でございます。6枚目になりますが、「牛由来たん白質の養殖水産動物を対象とする飼料としての利用再開」、それが最初の資料でございます。

次の資料が、お手元の資料1-6でございます。これは分かりやすく説明した参考資料でございます。

まず最初に、資料1-1の先ほど申しました、別紙と書いてあります「牛由来たん白質の養殖水産動物を対象とする飼料としての利用再開」について御説明いたします。

まず1番目が「これまでの経緯」でございます。

御承知のとおり、牛の肉骨粉については、以前はたん白質に富む原料として水産用の飼料も含めて飼料に利用されておりましたが、平成13年のBSE発生以来、飼料安全法に基づきまして、肉骨粉を含む飼料の製造・販売を禁止しました。

その後、豚と鶏由来の肉骨粉につきましては、評価をしていただきまして、順次利用を再開して、

現在、豚、鶏、養殖水産動物、これらについては飼料としての利用再開が認められます。ただ、牛肉骨粉については、引き続き、飼料としての使用を禁止しているところでございます。

一方で、近年、我が国では、御承知のとおり、SRMを完全に分別管理して、さらに飼料工場から生産、実際の利用の現場に至るまで分別管理を徹底しまして、BSE対策がかなりの効果を上げて、OIEの基準でございます、過去11年以上のBSE感染牛の発生がなくて、昨年5月にはOIEから「無視できるBSEリスク」の国として認定されたところでございます。今年は、もう既に1年たっていますので、実質12年以上BSE感染牛の発生がないという状況でございます。食品安全委員会の評価をいただいた後、本年1月には、牛肉骨粉の肥料としての利用再開をしたところでございます。

このように、BSEの発生リスクが大きく低下していることで、今般、特定部位を除いた牛を原料として製造される、いわゆる健康牛ラインで製造される牛由来のたん白質につきまして、養殖水産動物を対象とする飼料、すなわち養魚用飼料の原料として利用することについて検討してまいりました。

まず、我々の審議会でございます、食料・農業・農村政策審議会の中の家畜衛生部会プリオン病小委員会の御意見を伺いました。その結果、一定の管理措置を講じた上であれば、養魚用飼料として利用を再開しても牛のBSE発生リスクは変わらないという御意見を頂戴いたしまして、その上で、今度は当方の飼料安全法に基づく審議会でございます農業資材審議会に諮問をしたところでございます。

この諮問につきましては、（５）に書いておりますが、農業資材審議会の中の飼料分科会、さらに同分科会もとの飼料安全部会、この双方において検討、審議していただきました。

その結果としまして、①牛用飼料については、引き続き、牛肉骨粉等の混入防止措置を継続するとともに、②牛肉骨粉等を含む養魚用飼料の製造・利用段階においては、分別管理を徹底するとともに、誤用・流用を防止する観点から新たな管理措置を導入した上で、牛肉骨粉等を養魚用飼料の原料として利用することを可能とする旨の答申が得られたところでございます。これについては、飼料分科会の答申は8月27日にいただいております。

この答申を踏まえて、実際に利用を再開するためには、飼料安全法に基づく「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」を改正するとともに、当方としては、養魚用飼料に関して（１）から（４）のような管理措置を導入したいと考えております。

（１）でございますが、牛肉骨粉等の製造事業者、いわゆるレンダリング事業者でございますが、牛肉骨粉等の製造に当たって、まずSRMの混入を防止するために、原料をしっかりと分別収集する。さらに、実際の工場の中で製造工程が牛肉骨粉とそれ以外と完全に分離した形の工程で製造する。さらに、レンダリング事業者から飼料製造の事業者に対して製品を出荷する際には供給管理票を添付して、さらに、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が、事業場ごとに、牛肉骨粉等の製造開始前に、実際にちゃんと分別管理が行われているかどうかということを確認するための制度、すなわち大臣確認制度を導入いたします。

（２）でございますが、これは実際に養魚用飼料の製造事業者についてでございますが、これにつきましても、製造工程を完全に分離した工程で製造すること。さらに、「また」のところござ

いますが、製造事業者は、次のところがちょっと言葉足らずでございますが、中間製品をほかの製造事業者に出荷する場合がございます。こういう場合についても、供給管理票をつけてしっかりと管理するという形にしたいと思っています。恐れ入ります、ここについて書きぶりが十分でないので、後ほど補足した上で提出したいと考えています。さらに、FAMICでございますが、これも同じように、製造事業場ごとに、実際に牛肉骨粉を原料とした養魚用飼料の製造開始前に、ちゃんと管理が行われているかということを確認する制度、大臣確認制度を導入いたします。

(3)でございますが、今度は実際の飼料のユーザーさんに向けての措置でございますが、畜産農家が牛肉骨粉などを原料とする養魚用飼料を牛等の家畜に与えることがないように、使用上の注意としまして、牛等への使用の禁止と保存上の注意、これをちゃんと表示した上で流通させたいと考えています。

(4)でございますが、FAMICは、牛肉骨粉等を原料とした養魚用飼料を製造する事業者、すなわちレンダリング事業者と養魚用飼料の製造事業者に対して、上記の(1)から(3)の措置が適切に行われているかどうかを立入検査して確認いたします。これについては、無通告で通常1年に1回程度の立入検査を考えております。あわせて、都道府県においては、特に牛の畜産農家については、実際にはなかなかあり得ないとは思いますが、念には念をとということで、牛肉骨粉等を原料とした養魚用飼料が誤用されていないことについて立入検査によって確認したいと考えています。

「今後の進め方」でございますが、食品安全委員会で食品健康影響評価していただき、その結果を踏まえてパブリックコメントを行い、省令等の改正を行っていきたいと考えています。

なお、我々は、このようなリスク管理措置が確実に行われることが非常に大切だと考えます。実際の利用に当たっては、大臣確認とともに、しっかりと管理措置の周知徹底を進めていきたいと考えています。

今のことを補足する形で、恐れ入ります、資料1-6の方をよろしいでしょうか。大分重複するところがございますので、ポイントを御説明したいと思えます。

まず開いていただいて、3ページをよろしいでしょうか。「我が国におけるBSE対策のポイント」でございます。これについては御承知のとおりでございます。

4ページではBSE対応をまとめたものでありますが、これについても御承知のとおりでございます。

5ページでは、当然でございますが、飼料規制に関しては、1.の原料規制と2.の製造規制、これを2つの柱として考えております。

6ページ目では、飼料規制の概要を示しておりますが、牛の肉骨粉につきましては、現在、牛は当然でございますし、豚、鶏、魚の飼料としても利用を禁止しております。これについては、表示についてもしっかりと書いて、万が一にも誤用がないようにという形でさせていただいてございます。

7ページでございますが、BSEの清浄化は、御承知のとおり大きく進展いたしました。

「1. BSEの発生状況」としましては、平成14年1月生まれの牛以降、先ほど申しましたように、

OIEの無視できる国は11年が基準になっておりますが、今年の1月で12年以上発生がないという状況でございます、これは我が国のみならず、世界的にもBSEの発生頭数は大きく減少しております。

「3. 飼料規制の遵守状況」についても、飼料工場の製造ラインの分離を始めてから、牛用飼料への肉骨粉の混入事例はございません。また、農家が豚・鶏肉骨粉を含む餌を牛に誤用・流用した違反事例もございません。

8ページは、「我が国におけるBSEの発生状況」でございます。

9ページ、「日本のBSEのステータスの認定」でございます。

「飼料規制の遵守状況」についても、先ほども申し上げましたように、重大な違反はございません。

次が12ページでございます。1. に書いていますが、国際基準、OIEでは、牛へ給餌されない防止措置を求めています、豚・鶏・養魚用飼料への利用を規制していません。実際に、米国、カナダ、豪州、チリなどでも利用しているところでございます。

2. でございますが、以前、食安委で魚への感染性などについて評価していただきましたが、その際には、BSEプリオンが伝達・増幅することは困難との評価を得ております。

あと、養魚用飼料が牛へ誤用・流用される可能性ですが、これについては極めて低いと考えております。それについては、1つは、まずそもそも特徴、形状からいって大きく違います。値段についても、牛用飼料に比べて約3倍ほど値段が高いということです。と申しますのは、養魚用飼料は約半分が動物性たん白質でございます。動物性たん白質は非常に値段が高くなっておりまして、したがって、トータルの値段としても非常に高くなっております。当然ながら、流用というのは経済的なメリットがあって初めて流用するものだと思いますので、これだけ大きな格差がある中で流用というのは考えにくいと思います。

13ページは用途別の規制でございます。右上の緑で塗っているところでございますが、養魚用飼料については、SRMは当然これまでどおり利用いたしません、肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉、血漿たん白、こういうものについては利用を再開したいと考えています。

ちなみに、右の欄に肥料を示しておりますが、これについては肥料と同様でございます。

14ページは「牛由来たん白質の原料及び製造方法」でございますが、こちらに示しているとおりでございます。ちなみに、加水分解たん白というのは、非常に吸収、消化がよくなった形の製品で、アミノ酸にかなり近い状態まで分解したたん白でございます。蒸製骨粉については、主に肥料で使われます。後は血粉、血漿たん白でございます。このうち血漿たん白は、血漿部分だけを取り出したものでございまして、嗜好性が非常にいいということで、子豚用の飼料などに使われているものでございます。

ちなみに、当たり前でございますが、子豚用の飼料については牛由来ではございません。

次のページが海外における規制状況でございます。OIEの基準は、先ほど申しましたように、反すう動物へ肉骨粉が給餌されないように防止措置を定めております。ただ、牛の肉骨粉を豚・鶏・魚用飼料への利用については規制していません。ここに書いていますように、米国、カナダ、豪



州などでは、養魚用飼料として認められているところでもあります。

次が16ページ、先ほど少し紹介いたしました「食品安全委員会における、豚肉骨粉の養魚用飼料への使用に関する評価（平成19年）」でございますが、その際に魚のプリオンに対する感受性と伝達性を御議論いただきまして、1. に書いておりますように、「魚が自然状態においてプリオンに感染し、増幅することは非常に困難」であると。2. として、「プリオンが増幅した魚をヒトが食品として食べること及び飼料を通じて他の動物に侵入・増幅することは非常に困難」ということを確認していただいております。

次が17ページ、「養魚用飼料の特徴」でございます。先ほど少し紹介いたしました、原料としては、まず魚粉が主体でございます。約半分ぐらい使われております。穀物主体の牛用配合飼料は大体トン当たり6万円でございます。一方、養魚用飼料が17万円、最近ちょっとまた上がって、直近ですと18万円ぐらいになっているようですが、かなり高いということで、牛に利用する経済的メリットはないと考えています。

形状でございますが、魚については、生で与える場合、すり潰したモイスト状のペレットで与える場合、後はドライペレットと、大きく分けて3つに分類されます。最近は環境への配慮などもございまして、徐々に生からモイスト、さらにドライペレットという形で徐々に移行していると聞いておりますが、実際に牛の肉骨粉を利用再開した場合、このモイストペレットあるいはドライペレットの原料の一部になるのではないかと考えています。

右側に牛用飼料、これは乳牛用でございますが、見ていただいたら全然形状も違います。また、きょうはお持ちしなかったのですけれども、臭いも全然違います。非常に魚臭い飼料でございます。

実際の養魚用飼料として非常に需要が大きいのが、ブリとかマダイでございます。これらで養魚用飼料の生産量の約8割程度と伺っています。

念のため、養殖魚と牛の兼業農家についてもいろいろと聞き取り調査いたしました、当方でいろいろ確認したのですが、やはり養殖魚と牛を実際に一緒にやっている経営体というのはございませんでした。

飼料としての表示は、先ほど御紹介したとおりでございます。

結論としましては、魚の養殖の専門家の意見も伺いましたが、養魚用飼料が牛に誤用・流用される可能性は極めて低いという結論に至っております。

18ページでございますが、養魚用飼料としての利用再開に伴いまして、管理措置として大きく分けてこの3つを考えています。

1つは、レンダリング施設に対する管理措置でございます。レンダリング施設は全国で健康牛ラインを持っている施設が36ございます。この36の施設については、仮に養魚用飼料としての利用をしたいという要望があれば、当方、FAMIC、農政局で大臣確認してから認めることにはなりますが、ここに書いてありますように、まずは原料の分別収集、製造ラインの分離、保管管理、供給管理票、表示、こういうことについてしっかりと確認した上で利用を再開したいと考えています。

2. が飼料製造施設でございます。今、豚・鶏・養魚用飼料のいずれかを作っている配合工場が全国で約90ございます。そのうち養魚用飼料を実際に作っているのはもっと少ないのですが、最大

限見て90の製造施設がございます。これらについては、レンダリング施設と同様な形でございますが、製造ラインの分離と保管管理、表示、これを確認した上で利用を再開したいと考えています。

それから、養殖業者でございます。養殖業者は全国で約2万4,000と伺っております。これらについては、当然ながら、表示した飼料を供給、利用していただくとともに、当たり前でございますが、養魚以外の家畜に使わないでくださいということを徹底したいと考えています。

今言った管理措置の流れを示したものが、次のページでございます。まず、非常に重要なのがレンダリング事業者でございます。左から2つ目の枠でございますが、先ほど申しましたように、ラインの分離とか管理票、こういうものをしっかりと確認したいと思っております。

実際に収集先が適切な収集先かということが非常に重要でございます。これについては、地方農政局等の協力も得て調査した上で大臣確認をしていきたいと考えています。

当たりの話でございますが、レンダリング事業者の一番下でございます死亡牛ライン、これについてはSRM等が投入されますが、これについては当然ながらこれまでどおり焼却という形で、健康牛ラインから出たもののみを利用再開の対象にしたいと考えています。

レンダリング事業者が、次の配合飼料製造事業場の方に供給管理票を添付した上で原料を供給いたします。こちらの配合飼料製造事業場においては、牛用ラインはもちろんでございますが、豚・鶏用ラインともしっかりと分離して製造をする形にしたいと思っております。

そして、一番右側が農家・養殖場でございます。牛農家、豚・鶏農家、養殖場とございますが、当然ながら、牛肉骨粉等を用いた養魚用飼料については、養殖場のみしっかりと管理された形で供給されるように。また、養殖場では、間違っても誤用・流用しないように表示した上で供給したいと考えております。

「まとめ」が20ページでございます。

1. が、飼料規制が十分機能し、「無視できるBSEリスク」の国に認定されるまでにBSEリスクは大きく低下しています。牛肉骨粉自体の汚染の可能性は極めて低い上に、今後も飼料規制を継続していくことから、牛用飼料に牛肉骨粉が混入する可能性は極めて低い。

2. でございますが、牛農家において、飼料の誤用・流用の禁止等が周知徹底されており、牛が養魚用飼料を摂取する可能性は極めて低い。

3. でございます。牛肉骨粉等の利用再開に当たっては、BSE発生リスクを高めることがないように、養魚用飼料及び牛肉骨粉等の製造ラインの分離、使用上の注意の表示、関連事業者への立入検査、こういうリスク管理措置を導入して、引き続き飼料規制の徹底に努めていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

**○熊谷委員長** それでは、ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

石井委員。

○石井委員 牛肉骨粉等を原料とする養魚用飼料は、主にブリ、マダイに使うとお聞きしましたけれども、ほとんどの養殖業者さんがこの養魚用飼料をお使いになると考えていらっしゃるのでしょうか。ほかの魚の養殖にも使われるのですか。

○藁田畜水産安全管理課長 専門家にいろいろお話を伺ったところ、魚の種類によっては非常に嗜好性があって、多分利用しないだろうなというものもございます。今のところ、我々が伺っている限り、ブリとかマダイとか、そういうものについてはかなりニーズがあるのではないかと伺っています。

ちなみに、BSEで規制する前でございますが、当時も牛肉骨粉が養魚用飼料として年間1万トン程度利用されたと伺っております。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はありますか。

今回見直しを検討しているのは国内で製造された牛肉骨粉で、国外のものは含まれないという理解でよろしいですか。

○藁田畜水産安全管理課長 飼料安全法上は国内と輸入を分けて規制してございません。ただし、我々が今回お願いしたいのは、今御提案した管理措置がとられることを前提で評価していただきたいと考えています。したがって、もし仮に日本に輸出したいという要請がございましたら、今回前提として管理措置と同等以上のものがとられているかどうかというものを検討した上で、さらに専門家による何らかの評価がまた必要になると思いますので、食品安全委員会の方とも相談した上で、そういう手続を検討することになると思います。

ただし、現在、特段そういう要望があるということはありません。

○熊谷委員長 分かりました。

ほかに。

佐藤委員。

○佐藤委員 コンタミを防ぐためにはラインの分離というのは非常に大事だろうと思っております。飼料を製造する工場ではラインの分離をあらかじめ確認されるということでした。それで、後でまたFAMICが立入検査をされるということをおっしゃっていたのですけれども、それはやはりこのラインの分離といったようなものを中心に見ていくということによろしいわけですか。

○藁田畜水産安全管理課長 FAMICが大体1年に1回程度、無通告で立入検査をすることを予定していますが、その際、ライン分離はもちろんでございますが、大臣確認の要件としていろいろな要件を課していますので、それらがちゃんとできているかどうかということ網羅的に確認したいと思っています。すなわち供給管理票がしっかりつけられているとか、表示がしっかりなっているか

とか、原料の収集先に問題ないかと、そういうことも含めてしっかりと確認したいと思っています。

○佐藤委員 こちらのパワーポイントの資料の17ページのところで、「養魚用飼料の特徴」というのがあるのですが、養魚用資料は魚粉が主体であるということが一番上に書いてあります。これは、牛の肉骨粉を使うようになってもしっかり魚が主体になって、それに混ぜるといった感じなのではないでしょうか。

○藁田畜水産安全管理課長 以前も使われていたのは、魚粉と同様な形で使われておりました。魚粉の何が非常に価値があるかといいますと、やはりたん白質でございます。アミノ酸のバランスも魚の発育に非常にいいということで、魚粉が好んで使われています。動物性たん白質もやはり同じような特徴を備えておまして、牛肉骨粉についても、やはり植物性のたん白質と比べるとアミノ酸バランスがいい。さらに、植物性たん白質には含まれていないタウリン、これは魚の成長に必須でございます。こういうものが含まれているということが非常に評価されておまして、魚粉と同様な、すなわち魚粉のかわりに使うような形になるということです。

○佐藤委員 全部置きかえて。

○藁田畜水産安全管理課長 全部はちょっと難しいと聞いております。専門家の先生にお聞きしたところ、魚種にもよりますが、使える魚種であれば、餌全量の1割程度は利用可能ではないかと言われております。

○佐藤委員 1割ということは、ごく一部という理解でいいですね。ありがとうございました。

○熊谷委員長 先ほど15枚目で「主要国における飼料規制の概要」を御説明いただいたのですが、世界的にBSEの発生頭数は大きく減少していて、EUは牛から魚はバツですが、イギリスというのは同じなのですか。

○藁田畜水産安全管理課長 EUと同じでございます。

○熊谷委員長 ほかに御質問は。  
村田委員。

○村田委員 先ほども出ていましたけれども、ラインの分離はとても重要だと思うのです。たしか肥料を新たに認めたときにもラインの分離という話があったと思うのですが、今回はその関係はどのようなになっているのですか。もっと厳しくなっているのか、同じなのか。

○**藁田畜水産安全管理課長** まず、レンダリング事業者におけるライン分離は、一番重要なのは死亡牛ラインと健康牛ライン、これがしっかり分離されてございます。これについては肥料と同様でございます。後は、肥料の場合は、当然、肥料の製造メーカーさんで分離するということとなりますが、今回はいわゆる配合飼料メーカーさんのところでラインをしっかりと分離ということが重要になっております。

今、我々が聞いている限り、牛用飼料と一緒に作っているところはないようなのですが、豚、鶏と一緒に作っているところはございますので、そういうところはしっかりとラインを分離してもらおう。かつ、魚用の餌でも、先ほど申し上げたように魚種によっては牛肉骨粉が利用できないものもございますので、そういうものはしっかりと分離する。そういう形で、牛の肉骨粉が入るか入らないかによってしっかりと分別管理、ライン分離したいと考えております。

○**熊谷委員長** よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、プリオン専門調査会において審議することとします。

藁田課長、ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省からの評価要請品目のうち、遺伝子組換え食品等1品目につきまして、厚生労働省の西村新開発食品保健対策室長から説明をお願いします。

○**西村新開発食品保健対策室長** 厚生労働省基準審査課新開発食品保健対策室の西村でございます。本日はよろしくお願いいたします。

このたび食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする組換えDNA技術応用食品につきまして、概要を御説明申し上げます。

本日御説明申し上げます品目は、ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統のかけ合わせ品種でございます。

お手元の資料1-7に申請品目の概要をお示ししてございます。今回かけ合わせに用いた品種の概要につきましては、「2. 評価依頼品種の概要」に示してございます。

ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統は、*Pj. D6D*遺伝子及び改変*Nc. Fad3*遺伝子を導入することによってΔ6デサチュラーゼ及び改変Δ15デサチュラーゼがそれぞれ発現し、種子中において新たにステアリドン酸が産生されるものでございます。

また、除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統は、改変*cp4 epsps*遺伝子の導入によって改変CP4 EPSPSたん白質が出現し、除草剤グリホサート耐性を示すものでございます。

親系統につきましては、いずれも既に安全性審査を終了しておりまして、MON87769系統につきましては2014年7月24日、MON89788系統につきましては2007年11月12日に安全性審査を経た旨公表されております。

なお、安全性審査を経た旨公表された品種同士のかけ合わせの取扱いにつきましては、獲得された形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすもの同士を伝統的な育種方法を用いてかけ合わせたものであって、一定の要件を満たすものについては、安全性審査を経た旨の公表がなされたものとみなす

こととし、食品安全委員会の御意見を伺った上で、本年6月に関係告示を改正したところでございます。

このたびのかけ合わせに用いましたMON87769系統は、食品安全委員会における評価において、宿主の代謝系が改変され、特定の栄養成分を高めた形質が付与されていることから、MON87769系統を用いたかけ合わせ品種は安全性評価が必要であるとされており、この告示改正の規定が適用されないことから評価をお願いさせていただくものでございます。

食品としての利用目的及び利用方法は、従来のダイズと相違はございません。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとします。

西村室長、ありがとうございました。

## (2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、資料2の4ページの要約に沿って概要について説明いたします。

*Bacillus subtilis* MDT121株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼについて、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を実施しました。

本添加物は、 $\alpha$ -アミラーゼの品質を高めるために、*Bacillus subtilis* A164 $\Delta$ 5株を宿主として、*Geobacillus stearothermophilus* C599株由来の改変 $\alpha$ -アミラーゼ遺伝子を導入して作製したMDT121株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼです。本添加物は、グルコース重合体の $\alpha$ -1,4-結合を分解し、主にマルトースを生成させる酵素であり、パンの老化防止及びハイマルトースシロップ等のでん粉糖の製造に使用されます。

調査会の審議では、本添加物は、アミノ酸が改変され、耐熱性が向上していることから、このことによってアレルギー誘発性についての影響があるかどうかの議論がなされ、アミノ酸の変異の導入がされたことにより、野生型と比較して既知のアレルゲンとの相同性が高まることはないことが確認されております。

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

詳細については、事務局の方からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、今の資料2に基づきまして補足させていただきます。

評価書の5ページから、「評価対象添加物の概要」がございますけれども、概要、用途については今、御説明のあったとおりでございます。α-アミラーゼの品質を高める目的で宿主に改変α-アミラーゼ遺伝子を導入して作製した株が生産株ということでございます。

続きまして、5ページの中段に添加物の名称として、従来の添加物の名称ということでTS-25とございますのは、安全性評価の際に比較対象とした従来の添加物α-アミラーゼの名称でございます。今回の評価対象であるα-アミラーゼは、6ページに名称がございますけれども、5(1)にございますようにNA62-7という製品名でございまして、以下、本件の添加物についてはNA62-7と記載がされているところでございます。

7ページに参りまして、6(1)に本件遺伝子組換え添加物と従来の添加物の相違について記載がされておりますが、本件添加物は、従来の添加物TS-25に比較しまして耐熱性とスクロース耐性が向上しているということです。

その下に宿主に関する事項がございますが、第2にございますように、宿主の*Bacillus subtilis*は、食品製造用酵素の生産菌として多くの利用経験があつて、また、納豆などでヒトの食経験も豊富等の記載がございます。

9ページに参りまして、第4の1に挿入DNAの供与体について記載がございます。(2)にございますが、導入されているDNA、つまり改変α-アミラーゼ遺伝子とそれに融合された分泌シグナルペプチド配列の供与体である微生物に関しては、ヒトへの病原性、毒素産生性は知られていないということでございます。

その下の第4の2(1)を御覧いただきますと、導入される遺伝子は、遺伝子産物の品質を高めるために塩基変異が導入されておりますけれども、結果として、NA62-7は従来のα-アミラーゼTS-25と比較しまして4個のアミノ酸が置換されているということでございます。

先ほど御説明のありましたアレルギー性の検討につきましては、9ページの下(1)から4)の検討がございますけれども、10ページ(4)にございますように、既知のアレルゲンとの相同性のデータベース検索が行われております。検索の結果、既知のアレルゲンであるTAKAアミラーゼ、セリンプロテアーゼの2つと80アミノ酸残基の配列で35%以上の相同性が認められておりますけれども、TAKAアミラーゼにつきましては、連続する8アミノ酸配列が完全に一致する領域はないということでございます。また、セリンプロテアーゼにつきましては、エピトープ領域が分かっているということでございますが、この領域との相同性はほとんどなかったということでございました。

また、この2つの既知アレルゲンのいずれについても、NA62-7は既存の添加物のTS-25以上に相同性が高まることはなかったということでございます。

その他、抗原決定基の有無を確認するために、アレルゲンデータベースを用いて連続する8アミノ酸配列が既知のアレルゲンと一致する配列も確認をされておりますけれども、既知アレルゲンと一致する配列は見いだされていないということでございます。

以上を含めまして総合的に判断して、NA62-7にはアレルギー誘発性を示唆するデータがないということが確認されております。

11 ページに参りまして、「5 構築された発現ベクターに関する事項」がございます。挿入遺伝子領域のオープンリーディングフレーム検索について、(2)にございますけれども、連続する 10 アミノ酸以上のオープンリーディングフレームが 272 個見られたということですが、既知の毒性たん白質や既知アレルゲンとのデータベースによる相同性検索の結果、問題はないと判断されております。

12 ページの 7 でございますけれども、遺伝子導入用ベクターには、アンピシリン耐性遺伝子とカナマイシン耐性遺伝子、クロラムフェニコール耐性遺伝子が存在しておりますが、アンピシリン耐性遺伝子とカナマイシン耐性遺伝子につきましては、染色体には最終的に導入されていないということでございます。また、クロラムフェニコール耐性遺伝子は、遺伝子導入後に部分欠失をさせるということで、生産菌は耐性を示さないということでございます。

以上の検討から、14 ページにございます「食品健康影響評価結果」が示されております。内容につきましては、先ほど山添委員から御説明があったとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ、明日 17 日から 10 月 16 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えてございます。

以上でございます。

**○熊谷委員長** ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたら、お願いします。

村田委員。

**○村田委員** 安全性は特に問題ないと思えますけれども、確認で 2 つ教えてください。

1 つは、これは  $\alpha$ -アミラーゼだけでも、グルコースではなくてマルトースが主な産物だということによろしいのかということ。

それから、これは耐熱性を上げて、加熱に対して強くなっていましたけれども、特段消化性に関しては変わっていないということによろしかったのでしょうか。

**○山添委員** 村田先生が今おっしゃったとおりです。耐熱性に関しては上がっていますけれども、消化性については関係がない、同じように切れていると。要するに、両者の間に従来のものとの差がないということです。

糖については、 $\alpha$ -1,4- ですけれども、単糖ではなくてマルトースになっているということだと思います。

**○熊谷委員長** ほかに質問はありますか。

耐熱性ということなのですが、もとの TS-25 は最終段階で高温により失活するとされていますけれども、このものにつきましては、90℃で加熱すると免疫原性がなくなるみたいなことが書いてあるのですが、実際の製造プロセスで最終的に加熱された場合に、それにも耐えるような強い



耐熱性なのですか。

○池田評価情報分析官 必ずしも最後まで失活しないというわけではないようです。物によっては加熱時間がかなり高くても長ければ失活はするという事なのですが、従来のものよりはデンプンの老化防止等に効き目があるということです。

○熊谷委員長 パンを作るときに、確か最終段階ではかなり高温なのです。それから、デンプン糖の製造工程というのはそれほど高温になるのかどうなのか、よく知らないのですけれども、少なくともパンの製造だと壊れてしまうのですね。耐熱性といえども、それほど耐熱性ではないという理解でよろしいのですか。

○池田評価情報分析官 それはそのとおりだと思います。

○熊谷委員長 分かりました。

ほかに質問はありますか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成、評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

### (3) 平成26年度食品健康影響評価技術研究の3次公募における採択課題（案）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事です。

「平成26年度食品健康影響評価技術研究の3次公募における採択課題（案）について」です。

まず、調査・研究企画会議座長の佐藤委員から説明をお願いします。

○佐藤委員 本年8月20日から9月2日にかけて3次公募を行いました平成26年度食品健康影響評価技術研究について、9月10日に第5回「調査・研究企画会議」において審議を行いました。そして、資料3のとおり採択課題を取りまとめました。

詳細については、事務局から説明をお願いいたします。

○山本総務課長 それでは、資料3に基づき御説明いたします。

平成26年度の研究事業については、昨年10月と本年7月の追加公募段階でそれぞれ公募を行い、調査・研究企画会議における審査を経て、食品安全委員会会合において計7課題が新規採択課題として決定され、既に研究を実施しているところでございます。

一方で、化学物質の食品健康影響評価を行う上で、我が国における化学物質の暴露量を推計する必要がありますが、化学物質ごとの暴露量の実態把握が困難な状況にあり、暴露データの収集や評価手法の整備が急務となっております。このような現状を踏まえまして、本年8月20日から9月

2日まで、「化学物質の暴露量推計のための評価手法に関する研究」の1課題を指定して、3次公募を行いました。

その結果、2件の応募があり、調査・研究企画会議における審査を経て、資料3の別添の表のとおり、食品からのアクリルアミド摂取量の統計的推計に関する研究の1課題を追加採択課題案として評価結果を取りまとめました。

この表でございますが、左から受付番号、その下に主任研究者名、所属機関を記載しており、それから、研究課題名と研究期間、研究概要、20点を満点とした評点、評価所見を記載しております。

研究概要から御説明させていただきますと、この研究では、食品の摂取量、食品中のアクリルアミド含量などの情報に基づき、統計的シミュレーション手法を中心として、我が国におけるアクリルアミドの摂取量分布推定と既存観測値に基づく検証を実施することを目的としております。評点は15.8点で、評価所見としましては、「我が国におけるアクリルアミドのリスク評価を行う上で、摂取量を推定することは重要である。汚染物質の暴露評価、MOE算定するなどリスク評価に資する研究である。加えて、海外における暴露調査の実態について調査を追加的に行うことが有用である」となっておりまして、調査・研究企画会議で審議を行い、採択という結論に至りました。

以上について、案のとおり御決定いただきましたならば、事務局より主任研究者にこの結果を通知いたしまして、研究の委託契約の締結に向けた手続を行ってまいりたいと考えております。

また、採択されなかった課題の主任研究者に対しましても、その旨通知する予定でございます。説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がありましたら、お願いします。

それでは、平成26年度食品健康影響評価技術研究の3次公募における採択課題につきましては、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、事務局は手続をお願いします。

(4) 食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題(平成27年度)(案)について

○熊谷委員長 次の議事です。

「食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題(平成27年度)(案)について」です。

まず、調査・研究企画会議座長の佐藤委員から説明をお願いします。

○佐藤委員 同じく9月10日に開催いたしました平成26年度第5回「調査・研究企画会議」におい

て、平成27年度、来年度の食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題について審議を行いました。その結果、資料4のとおり案を取りまとめております。

詳細については、事務局からの説明をお願いいたします。

○山本総務課長 それでは、資料4について御説明いたします。

平成27年度において優先して実施すべき食品安全確保総合調査事業及び食品健康影響評価技術研究事業の課題について、調査・研究企画会議での審議を経て、取りまとめたところでございます。

それでは、調査及び研究の優先実施課題について、目標ごとに御説明させていただきます。

まず、大項目1の「危害要因・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積」でございます。

(1)は「微生物等の病原性及びカビ毒・自然毒に関する研究」ということで、優先実施項目として3課題を挙げております。

1つ目が「ノロウイルスをはじめとした病原微生物の曝露量と発症の用量反応関係、遺伝子型別の病原性の差異等に関する研究」。

2つ目が「カビ毒による健康影響の重篤度等に関する研究」。

3つ目が「食中毒原因としての新規魚介毒のリスク評価のための研究」となっております。

次の(2)が「動物用再生医療等製品のリスク評価に関する調査・研究」ということで、優先実施課題として2課題を挙げております。

1つ目が「海外における動物用再生等医療製品の評価ガイドラインの策定及びリスク評価状況等の調査」。

2つ目が「我が国において作成する動物用再生等医療製品の評価ガイドラインに必要な知見を得るための研究」となっております。

(3)が「遺伝子組換え食品等に関する調査」ということで、優先実施課題として2課題挙げております。

1つ目が「植物育種に関する新技術の研究・開発及びリスク評価の状況等の調査」。

2つ目が「遺伝子組換え技術を応用した動物及び動物用新型ワクチン等の開発状況及びこれらを用いた食品に係るリスク評価の状況等の調査」となっております。

次の(4)が「薬剤耐性菌の特性解析に関する調査・研究」ということで、優先実施課題として2課題を挙げております。

1つ目が「薬剤耐性菌のヒトへの伝播及び疫学に関する調査・研究」。

2つ目が「各国における薬剤耐性菌の定量的リスク評価・規制状況の調査」となっております。

続きまして、大項目2「健康影響発現のメカニズム(作用機序)の解明」でございますが、(1)が「微生物等による健康影響発現についての調査・研究」ということで、優先実施課題として2課題を挙げております。

1つ目が「生食などにより食肉等を介してヒトへ危害をもたらす可能性のある微生物等に関する、病原性発現メカニズムに関する研究」。

2つ目が「フードチェーンにおける病原微生物の分布の定量的な把握に関する調査・研究」とな

っております。

(2)が「食品を介したアレルギー発症メカニズムについての研究」ということで、「食品に対するアレルギー性反応獲得メカニズムに関する研究」を挙げております。

続きまして、大項目3の「新たな科学的なリスク評価方法の確立」ですが、(1)が「カビ毒・自然毒のリスク評価方法の確立に関する研究」ということで、「各種貝毒に係るリスク評価方法の確立に関する研究」を挙げております。

(2)が「微生物等のリスク評価方法の確立に関する研究」、優先実施課題として2課題を挙げております。

1つ目が「低水分含量食品の喫食に起因する病原微生物（サルモネラ、腸管出血性大腸菌等）のリスク評価方法の確立に関する研究」。

2つ目が「病原微生物の用量反応や曝露形態等を考慮した新たな評価モデルの構築に関する研究」となっております。

(3)が「定量的評価方法の確立に関する研究」ということで、「的確さを保持しつつ、より迅速な評価を目指した*in silico*（インシリコ）による定量的評価方法の確立に資する研究課題を優先して実施する」としております。

次の(4)が「栄養成分及び加工助剤についてのリスク評価方法の確立に関する研究」ということで、優先実施課題として、ビタミンやミネラル等の栄養成分や殺菌剤、酵素、抽出溶媒等の加工助剤について、JECFA及びEFSA等における評価手法及び評価結果の比較等を行い、我が国に適したリスク評価手法の確立に関する研究を挙げております。

次の(5)が「化学物質（特に農薬）のリスク評価に当たって必要となる試験の再検討に資するための研究」ということで、最近の毒性評価の国際的動向を踏まえ、必要な課題を解決することを目的として、優先実施課題としては、例えば農薬の評価に当たっては、「非げっ歯類を用いた毒性試験の検証」、「発がん性試験の検証」及び「単回投与による影響の把握」の3課題を挙げております。

最後に、「その他」として2つ挙げております。

(1)は「自ら評価や新たな危害要因に対応する調査・研究」ということで、食品安全委員会が自ら評価を行うこととなった案件に関して、関連情報を収集する事項の調査や、審議の際に必要な科学的知見を得るための研究を行うこととしております。

(2)として「研究者からの提案に基づく研究」ということで、今まで挙げた研究課題以外の食品健康影響に関する基盤的な研究について、若手も含めた研究者から幅広く提案を求めるというものでして、こちらについては研究期間を原則として1年としております。

説明は以上でございます。

なお、本案のとおり決定いただきましたならば、研究事業については、今後、事務局において公募の準備を整えた上で、9月下旬から10月末日までの間、大学や研究機関を対象に広く研究課題の公募を行う予定です。

また、調査事業については、今後この優先実施課題を踏まえた上で、事業内容やスケジュールを

検討していく予定です。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問等がありましたら、お願いします。

村田委員。

○村田委員 どれも重要な課題だと思いますけれども、1つだけ教えてほしいのですが、最初の1の「危害要因・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積」の(2)「動物用再生医療等製品のリスク評価に資する調査・研究」というものがありますけれども、これは食品健康影響評価とはどのように関係するのか、私はよく分からないので教えてもらえますでしょうか。

○熊谷委員長 それでは、事務局、お願いします。

○山本評価第二課長 では、事務局から経緯等も含めて補足します。

再生医療等製品に関する薬事法の改正がありまして、本年11月に施行されるのですけれども、再生医療製品の製造開発を進めるということで、その承認を進めていく。実際の動物用関係の製品も開発が進められていますので、それとあわせて安全性の評価に関する考え方というのも、こういう調査・研究をしながらあわせてやっていかないと、今度うちの方に評価要請が来たときに対応できなくなるということで、そういう背景があります。

○村田委員 よく分からなかったのですけれども、そうやって作ったものが食品になるということなわけですか。

○山本評価第二課長 そうです。食用畜産動物に適用する再生医療製品の開発が、今、進められていると。

○姫田事務局長 動物用医薬品を使って畜産動物に、要するに、再生医療製品によって動物用医薬品を作るということです。だから、動物用医薬品のリスク評価になってきます。畜産製品を作るわけではないです。

○村田委員 分かりました。

○熊谷委員長 ほかに質問はありますか。

これは、これから公募に入ることだと思いますけれども、地方自治体にこの内容というのは届く仕組みになっているのでしょうか。

○山本総務課長 できるだけ広い研究団体から応募していただくということが必要だと考えておりますので、自治体の方にも情報が行くように目配りしていきたいと考えております。

○熊谷委員長 是非お願いします。地方自治体には必ず研究機関がありますので、そういうところにも情報が、特に調査というのにも含まれていますし、その関係で情報が行き届いた方がいいかと思っておりますので、是非よろしくお願いします。

それでは、この優先実施課題につきましては、案のとおり決定するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、事務局は手続をお願いします。

#### (5) 食品安全関係情報(8月16日～8月29日収集分)について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報(8月16日～8月29日収集分)について」です。

事務局から報告をお願いします。

○植木情報・勸告広報課長 御報告いたします。

資料5-1でございますけれども、ハザード別、地域別の傾向につきましては従来と同じでございますが、件数につきましては、前回の御報告が約1か月分となっておりまして、今回は2週間分でございますので、件数はおおむね半分に減っております。

その裏面でございますけれども、主なものの御紹介でございます。微生物・プリオン・自然毒で1つ訂正がございまして、2つ目のポツで「Salmonella」というのがございまして、あともう一箇所、下の方にも「Salmonella」とございまして、これは属の名前でございましてイタリック体、斜体字でございますので、そこはそうのように修正したいと思っております。失礼いたしました。

それから、この中で真ん中辺に、イギリスのFSA、研究報告書「食品及び食品と接触する表面におけるノロウイルスの生存に関するシステムティック・レビュー」を公表とございますけれども、この目的の1つは、ヒトノロウイルスの食品及び環境での持続及び生存の実態を調べるということでございまして、これにつきましては、十分なデータがないので、食品中及び食品に接触する表面にあるヒトノロウイルスについての結論または助言は出せないと、要はデータがないのでなかなか実態が分からないということが書かれてございます。

その次の次に、フランスのANSES、モロッコ産ミニトマトの摂取と中毒症の関連性について科学報告書を公表とございますけれども、これは、今年の1月に26の方がモロッコ産ミニトマトを食

べまして中毒症状が出まして、重篤な症状はないということでございますが、このレポートで書いてございますのは、ミニトマトに含まれているアルカロイド、あるいはグリコアルカロイドが原因ではないかということで、そのようなことが書かれてございます。

次が、資料5-2でございますけれども、今回御報告する主な情報でございます。

フランス衛生監視研究所が2014年、今年のキノコによる食中毒についての中間報告をしてございます。

本文でございますが、8月28日、「2014年シーズン中のキノコ摂取に関する食中毒、8月17日時点の状況」ということでレポートを出してございます。これは薬物毒物中毒治療センターと救急ネットワークに報告されたものを取りまとめたものでございまして、今年の6月30日から8月17日まで、下の方に表がございまして、横軸のs27~s33、つまり27~33週目というところでございます。これによりまして、薬物毒物中毒治療センター（CAPTV）ですが、実線が今年でございまして、その下の破線が昨年でございまして、それと、救急ネットワーク（OSCOUR）でございまして、これも今年が実線で、下が昨年でございまして、それぞれ去年よりも大分増えているということでございます。

本文中に戻りまして、「さらに」とございまして、8月17日までにCAPTVで重症4人、死亡1人でございまして、これは6月30日からでございます。昨年は、7月1日から12月29日全体で重症18人、死亡3人でございまして、再度下のグラフを御覧いただきますと、昨年はs40というところ、これは換算しますと大体10月上旬でございまして、この辺からピークでぐっと増えてございまして、そういうことを勘案しますと、今年は大分多いということでございます。

本文へ戻りまして、今年の夏の気候は雨量が多かったので、キノコのシーズンが例年よりも早く始まり、このような結果になったと思われるということでございます。

グラフの下でございまして、これと同時に注意喚起も行ってございまして、何か分からないキノコは決して食べてはならないということで注意喚起してございます。また、場合によっては死に至る場合があるということ、症状はその摂取12時間後には現れ、急速に悪化することなどを注意喚起してございます。

関連情報、裏面でございますけれども、FDAでも2012年、「Bad Bug Book」という中でキノコ毒に関する情報提供を行ってございまして、国内では、私ども食品安全委員会のホームページでも情報提供を行ってございまして、厚生労働省あるいは林野庁の方でもそれぞれ情報提供を行ってございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がありましたら、お願いします。

## (6) その他

○熊谷委員長 ほかに議事はありますか。

○山本総務課長　　ごさいません。

○熊谷委員長　　これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

　　次回の委員会会合につきましては、再来週 9 月 30 日火曜日 14 時から開催を予定しています。

　　また、17 日水曜日 9 時から「器具・容器包装専門調査会」が公開で、14 時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、18 日木曜日 14 時から「農薬専門調査会評価第四部会」が非公開で、19 日金曜日 14 時から「動物用医薬品専門調査会」が非公開で、来週 24 日水曜日 10 時から「プリオン専門調査会」が公開で、14 時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

　　以上をもちまして、第 530 回「食品安全委員会」会合を閉会します。

　　どうもありがとうございました。